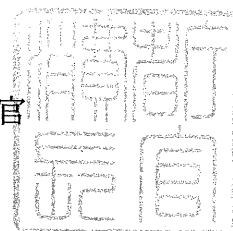


消教地第 49 号
平成 29 年 2 月 23 日

代 表 者 各 位

消費者庁長官



平成 29 年度「消費者月間」統一テーマについて（通知）

平素から消費者行政の推進に当たり格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国においては、昭和 63 年以降、毎年 5 月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行ってまいりました。消費者庁では、平成 29 年度消費者月間の統一テーマとして、「行動しよう 消費者の未来へ」を掲げ、各種の関連事業に取り組むこととしております（統一テーマの趣旨は別添「参考資料」参照。）。

消費者庁では設立以来、多様な主体や各地域と連携し、消費者一人一人の暮らしを重視した消費者被害の防止や回復に関する体制の整備、自主的・合理的な商品選択の機会の確保、消費者教育などの取組を進めてまいりました。

目まぐるしく変化する情報化社会において、消費者を取り巻く環境や消費者の価値観は複雑化・多様化する一方です。そのような状況で、消費生活においては、消費者被害の防止や消費者の自立支援に加え、公正で持続可能な社会の形成など、将来のより良い社会に向けた消費者の行動が重要視されています。さらに、このような行動を進めるためには未来を担う若者の参加や協力も重要です。

そこで、平成 29 年度消費者月間では、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会が実現される未来に向けて、「行動しよう 消費者の未来へ」を統一テーマといたしました。

皆様におかれましても、上記の趣旨を御理解いただき、関係者への周知をお願い申し上げます。

消費者月間統一テーマ

1. テーマ

「行動しよう 消費者の未来へ」

2. 趣旨案

消費者庁が、消費者行政の「舵取り役」として、消費者が主役となって、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現することを使命として設立されてから、7年が経ちました。この間、多様な主体や各地域と連携し、消費者一人一人の暮らしを重視した消費者被害の防止や回復、自主的・合理的な商品選択の機会の確保、消費者教育などの取組を進めてまいりました。

高度情報通信の進展した現在、情報の入手方法やコミュニケーションのとり方は大きく変貌しました。目まぐるしく変化する情報化社会において、価値観も複雑化・多様化する一方です。そのような状況で、新しい技術や情報を使いこなし、未来を担う若者への期待がますます高まっています。

消費生活においても、消費者被害の防止、消費者の自立支援に加え、公正で持続可能な社会の形成など、将来のより良い社会に向けた消費者の行動が重要となっています。

安全・安心で豊かに暮らすことができる社会が実現される未来に向けて、平成29年度消費者月間（5月）では、「行動しよう 消費者の未来へ」を統一テーマとして掲げます。

参 考

過去の消費者月間統一テーマ一覧

年 度	統一テーマ
昭和 63 年	「消費者の主体性の確立を目指して」
平成元年	「豊かな生活を創る」
平成 2 年	「明日の生活文化の創造」
平成 3 年	「ゆとり，安心，多様性のある生活をめざして」
平成 4 年	「地球を見つめた暮らし」
平成 5 年	「くらしの安全，心のゆとり」
平成 6 年	「かしこい選択，ゆたかな生活－新時代の消費者像を求めて－」
平成 7 年	「確かな選択，ひろがるくらし」
平成 8 年	「活かそう情報，暮らしの中へ」
平成 9 年	「ともに創ろう 明日の暮らし－規制緩和と自己責任－」
平成 10 年	「学び，考え，行動する－ ともに築こう くらしのルール －」
平成 11 年	「たしかな情報 かしこい選択－ともに創ろう新時代－」
平成 12 年	「考えよう みんなが結ぶ契約」
平成 13 年	「新世紀をかしこく生きる ～活用しよう消費者契約法～」
平成 14 年	「安全・安心に暮らせる社会をめざして」
平成 15 年	「みんなで考えよう くらしとルール」
平成 16 年	「しっかり選ぼう 消費者の知恵で」
平成 17 年	「活かそう権利 めざそう自立」
平成 18 年	「知恵と勇気で 消費者被害を防ごう」
平成 19 年	「みんなで築こう 身近な安全・安心」
平成 20 年	「活かそう 消費者・生活者の視点」
平成 21 年	「消費者新時代 消費者が主役」
平成 22 年	「守ろうよ、みんなを！ ～なくそう！高齢者の消費者被害～」
平成 23 年	「地域で広げよう 消費者の安全・安心」
平成 24 年	「安全・安心 いま新たなステージへ」
平成 25 年	「学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～」
平成 26 年	「つながろう消費者 ～安全・安心なくらしのために～」
平成 27 年	「みんなでつくろう！ 消費者が主役の社会！！」
平成 28 年	「みんなの強みを活かせ ～安全・安心な社会に一億総活躍」

事 務 連 絡
平成 29 年 2 月 23 日

消費者月間関係者 各位

消費者庁消費者教育・地方協力課

「消費者月間」関連事業への登録及びポスターの申込について

標記の件、毎々格別の御高配を賜り誠にありがとうございます。

消費者庁では、平成 29 年 5 月の「消費者月間」に向けて準備を進めております。

つきましては、「消費者月間」関連事業として特別に実施（予定）される事業（通年実施事業は除く）がございましたら、御多用のところ大変恐縮ではございますが、3月13日（月）午後5時までに、下記『関連事業オンラインフォーム』より御登録くださいますようお願いいたします。

また、広く国民に周知するため消費者庁ではポスターを作成する予定です。ポスター掲示に御協力いただける際には、下記『ポスター申込オンラインフォーム』にて必要事項の記入の上、3月17日（金）午後5時までに御記入をお願いいたします。なお、送料につきましては当課にて負担いたします。

本事務連絡につきましては、関連団体等に御周知いただき、消費者月間関連事業の実施を奨励いただきますようお願い申し上げます。

今年で第 30 回目を迎える「消費者月間」への御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

＜関連事業オンラインフォーム＞（登録方法については、別紙 1 参照）

<https://form.caa.go.jp/shohisha/opinion-2007.php>

＜ポスター申込オンラインフォーム＞（登録方法については、別紙 2 参照）

<https://form.caa.go.jp/shohisha/opinion-2009.php>

※実施例として、消費者庁ホームページ “平成 28 年度消費者月間特集ページ”
(<http://www.caa.go.jp/region/education/2016gekkan/index.html>)を御参照下さい。

【問合せ先】

〒100-6178 東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1

消費者庁 消費者教育・地方協力課

品川（内線：2064） 樺澤（内線：2063）

TEL 03-3507-8800 FAX 03-3507-9286

E-mail i.gekkan@caa.go.jp

消費者月間関係者 各位

消費者庁
消費者教育・地方協力課

平成 29 年度消費者月間事業のオンラインフォームによる登録方法

消費者庁では、毎年、全国各地の消費者月間事業を募集し、消費者庁ホームページで御紹介しています。下記の登録方法について御確認いただき、別紙「事務連絡」の期日（平成 29 年 3 月 13 日（月）午後 5 時まで）に御登録いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、締切以降も登録フォームの利用は可能です。消費者月間事業に内容が確定した際には、是非御登録いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 登録方法

- (1) 事務連絡記載の「関連事業オンラインフォーム」の URL にアクセスし、下記の ID とパスワードを入力。

※御利用の環境によって表示が異なる場合があります。例として、Internet Explorer 11 の画面での登録方法を示させていただきます。

ID	gekkkan018
パスワード	private0224

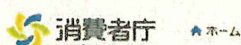
- (2) 必要事項の入力。

消費者庁ウェブサイトのガイドラインに従って掲載いたしますので、体裁を変更する場合があります。

<記入上の注意>

※文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸付数字、特殊文字等の機種依存文字は使用しないでください。

※月日の表示は、必ず、〇月〇日と記載してください。



平成29年度消費者月間関連事業

平成29年度消費者月間関連事業についての事業概要等の記入をお願いします。

※ 明記入上の注意、実施事業の概要の記入例を御参照ください。

内容入力

確認

完了

必要事項を記入後、[内容確認画面へ進む]ボタンをクリックしてください。

※文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(3) 「内容確認画面へ進む」を選択し、記入項目の内容を確認。

消費者月間関連事業の概要 (簡潔におまとめください。)	概要1 概要2 概要3
---------------------------------------	-------------------

内容確認画面へ進む

(4) 記入した内容に間違いがある場合は「修正」を、間違いがない場合は「以上の内容で送信する」を、それぞれ選択。

消費者月間関連事業の概要	概要1 概要2 概要3
--------------	-------------

内容を修正する

・ 以上の内容で送信する

(5) 「以上の内容で送信する」を、選択された方は作業終了。

内容確認等で、消費者庁より連絡が行く場合がありますので、その際は御対応のほどよろしくお願いいたします。

以上

消費者月間御担当 各位

消費者庁
消費者教育・地方協力課

「平成 29 年度消費者月間」ポスターの申込方法

消費者庁では、広く国民に周知するためポスターを作成する予定です。

ポスター掲示に御協力いただける場合、下記の登録方法について御確認いただき、別紙「事務連絡」の期日（平成 29 年 3 月 17 日（金）午後 5 時厳守）までにお申し込みいただきますよう、お願いいたします。

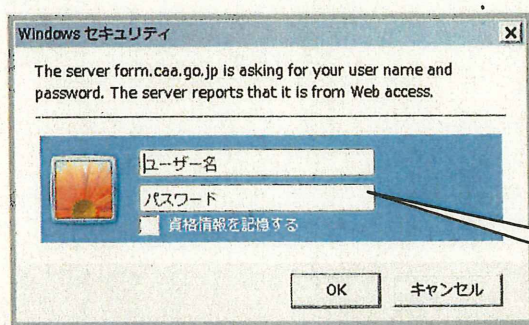
なお、送料につきましては当方で負担いたします。

記

1. 登録方法

- (1) 事務連絡記載の「ポスター申込オンラインフォーム」の URL にアクセスし、下記の ID とパスワードを入力してログイン。

※御利用の環境によって表示が異なる場合があります。例として、Internet Explorer 11 の画面での登録方法を示させていただきます。



ID	poster20
パスワード	private0426

- (2) 必要事項の入力。



平成29年度消費者月間ポスター申込

平成29年度消費者月間ポスター申込についての事業概要等の記入をお願いいたします。

※ 御記入上の注意を御参照ください。

内容入力

確認

完了

必要事項を記入後、[内容確認画面へ進む]ボタンをクリックしてください。
※ 文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(3)「内容確認画面へ進む」を選択し、記入項目の内容を確認してください。

備考 (特段の連絡事項がありましたら、こちらに御記入ください。)	
--	--

● 内容確認画面へ進む

(4) 記入した内容に間違いがある場合は「修正」を、間違いがない場合は「以上の内容で送信する」を、それぞれ選択。

備考	備考1 備考2 備考3
-----------	-------------

内容を修正する

› 以上の内容で送信する

(5)「以上の内容で送信する」を、選択された方は作業終了。

内容確認等で、消費者庁より連絡が行く場合がありますので、その際は御対応のほどよろしくお願いいたします。

以上

消費者庁主催消費者月間事業(予定)について

1. 平成 29 年度消費者庁主催消費者月間事業

(1) 消費者月間シンポジウム

- ・ 日 時：平成 29 年 5 月 22 日（月）14 時 15 分～
- ・ 場 所：イイノホール
- ・ 内 容：第一部 講演・パネルディスカッション
：第二部 消費者支援功労者被表彰者紹介

(2) ホームページでの各種事業の紹介

消費者庁のホームページで、事業者、事業者団体、消費者団体、行政が消費者月間に行う事業の内容を紹介します。

(3) 政府広報による P R

政府広報を活用し、インターネット、新聞等を通して、消費者月間について広報します。